

(案)

第4次地域管理経営計画書  
第4次国有林野施業実施計画書

(宮古八重山森林計画区)

計画期間

自 平成25年4月 1日

至 平成30年3月31日

九州森林管理局



(案)

# 第4次地域管理経営計画書

(宮古八重山森林計画区)

計画期間

自 平成25年4月 1日

至 平成30年3月31日

九州森林管理局



## はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度にすることを通じて、新規借入金に依存する体質から脱却するとともに、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政の健全化とともに国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

このような中で、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化している。また、特に地球温暖化防止、生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。こうしたことを踏まえ、今後は、引き続き財政の健全化と適切かつ効率的な管理経営に向けた取組を進めるとともに、これまでの成果の上に立って、森林の有する多面的機能の発揮を基本理念とする森林・林業基本法の下で、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」として、国民に具体的な成果を示す取組を着実に実行していくこととする。

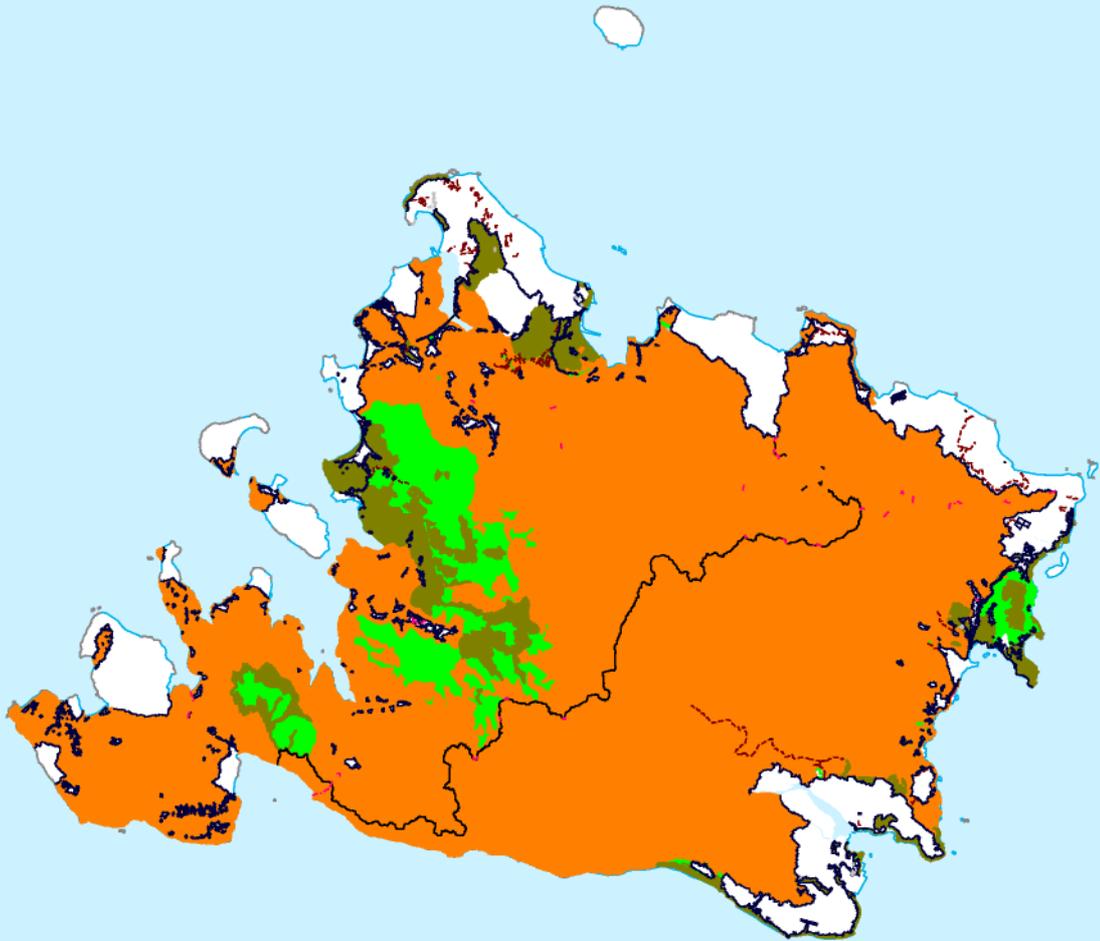
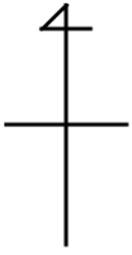
このため、平成20年12月に、全国レベルにおける今後10年間の国有林野の管理経営に関する基本的な事項について、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第4条の規定に基づいて、農林水産大臣があらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本計画（計画期間：平成21年4月1日～平成31年3月31日）として定めたところである。

本計画は、同法第6条の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の宮古八重山森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

今後、宮古八重山森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行うこととする。



宮古八重山森林計画区  
機能類型別位置図



竹富町



1:200,000

- 山地災害タイプ
- 水源涵養タイプ
- 自然維持タイプ
- 森林空間利用タイプ
- 快速環境形成タイプ



## 目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	2
③	持続可能な森林経営の実施方向	3
④	政策課題への対応	5
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	5
①	山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他 山地災害防止タイプに関する事項	5
②	自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然 維持タイプに関する事項	6
③	森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他 森林空間利用タイプに関する事項	6
④	快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他 快適環境形成タイプに関する事項	7
⑤	水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源 涵養タイプに関する事項	7
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	8
①	その他	8
(4)	主要事業の実施に関する事項	8
①	伐採総量	8
②	更新総量	9
③	保育総量	9
④	林道の開設及び改良の総量	9
(5)	その他必要な事項	9
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	9
(1)	巡視に関する事項	9
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	10
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	10
(4)	その他必要な事項	10
3	林産物の供給に関する事項	11
(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	11
(2)	その他必要な事項	11
4	国有林野の活用に関する事項	11
(1)	国有林野の活用の推進方針	11
(2)	国有林野の活用の具体的手法	12

(3) その他必要な事項	1 2
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	1 2
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	1 2
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	1 2
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	1 2
(1) 国民参加の森林に関する事項	1 2
(2) 分収林に関する事項	1 2
(3) その他必要な事項	1 2
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1 3
(1) 林業技術の開発、指導及び普及にする事項	1 3
(2) 地域の振興に関する事項	1 3
(3) その他必要な事項	1 3

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術・資源を活用して森林・林業再生へ貢献することを基本方針とする。

なお、当該森林計画区における概要等は以下のとおり。

#### ① 森林計画区の概況

本計画の対象は、宮古八重山森林計画区を管轄区域とする国有林野25,034ha(不要存置林野560haを含む。)であり、主に八重山群島最大の島である西表島(竹富町)に位置し、西表島全体面積の88%を占めている。このほか、八重山群島の与那国島(与那国町)、波照間島(竹富町)等の島々にも散在する。

計画の中心となる西表島の中央部は古見岳(470m)、テドウ山(442m)、御座岳(421m)、波照間森(447m)、南風岸岳(425m)等、標高400m級の山々が緩やかな尾根を連ねる山岳地帯で、多くは海に向かって広い海岸段丘を形成しているが、島の南西部には山が海に迫る高さ200m以上の絶壁も見られる。

河川は、山岳地帯を水源に浦内川、仲間川、クイラ川等があり、蛇行しながら流れ、上流域は谷が深く切れ込み起伏の多い複雑な地形になっているが、河口付近は河幅も広く平坦で流量も豊富である。

また、本地域には、イリオモテヤマネコやカンムリワシ(共に国指定特別天然記念物、国内希少野生動植物)等の貴重な野生動物が生息し、また、星立天然保護区域、仲間川天然保護区域、ウブンドルのヤエヤマヤシ群落、船浦のニッパヤシ群落(共に国指定天然記念物)等の植物群落があり、これらのほとんどは国有林となっていることにより、島の中心部を含む地域は西表島森林生態系保護地域(20,471ha)が設定されているほか、西表石垣国立公園特別地域にも指定されているなど、希少野生動植物の保護をはじめとして自然環境の保全・形成を図ることが期待されている。

さらに、日本最大規模のマングローブ林を有する浦内川及び仲間川並びにヒナイ川流域は、西表島森林生態系保護地域の重要な一部をなすとともに、西表自然休養林にも指定されており、利用者数も増加していることから、適切なゾーニングの下に自然環境を維持しつつ保健文化機能の発揮を図ることが重要となっている。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が1,465ha(育成単層林1,465ha)、天然生林が22,315haとなっており、主な樹種としては針葉樹はリュウキュウマツ、広葉樹ではスダジイ、イスノキ、タブノキなどとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林1,187ha、針広混交林793ha、広葉樹林21,800haとなっている。

また、本計画区は、水源かん養保安林が全体の66%に達し、下流域の水瓶として重要な役割を担っているほか、優れた森林景観にも恵まれていることから、森林レクリエーションや保健休養の場として多くの人に利用されている。

このため、本計画ではこのような地域に存在する国有林野の有する水源かん養機能や保健文化機能等の公益的機能の維持増進に重点を置き、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組や森林環境教育を推進するとともに、持続可能な森林経営にも配慮しつつ、管理経営を

行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 西表島東部地区（116～126、170～203林班）

仲間川流域は、西表自然休養林(仲間川地区)に指定され、内陸部及び南岸部は西表島森林生態系保護地域が設定されているほか、西表石垣国立公園にも指定されており森林生態系の保存・保全や森林レクリエーション利用を考慮し自然環境の保全・形成等の機能発揮を図ることが期待されることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、海岸線から集落及び農用地周辺は、山地災害の防止機能や水源かん養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

イ 西表島西部地区（101～115、127～169、204～209林班）

浦内川及びヒナイ川流域は、西表自然休養林（浦内川及びヒナイ川地区）に指定され、浦内川河口部分及び内陸部は西表島森林生態系保護地域が設定されているほか、浦内川及びクイラ川流域は西表石垣国立公園に指定されており、森林生態系の保存・保全や森林レクリエーション利用等自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、海岸線から集落及び農用地周辺、本地区中央の分収造林地並びに分収造林地周辺については、山地災害防止機能や水源かん養機能の高度発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、沖縄森林管理署で管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は24,474 haで九州森林管理局管内国有林総面積の5%を占めている。

蓄積は3,422 千m<sup>3</sup>で九州森林管理局総蓄積の3%を占めている。また、人工林面積は1,465 haで人工林率は6%となっている。

森林の種類は、普通林が6,679 haで27%を占めており、制限林が17,795 haで73%となっている。なお、制限林の96%が保安林であり、その内水源かん養保安林が94%を占めている。

宮古八重山森林計画区内の森林資源状況

(単位：ha、m<sup>3</sup>)

区 分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	1,465	22,315	694	24,474
蓄 積	282,563	3,119,463	20,276	3,422,302

主要施策に係る前計画における計画量と実行量について下表に示す。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、国土の保全、環境の保全等に十分配慮することとし、また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成・整備を図ることとする。

#### 主要施策に係る計画量と実行量

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	6,000 m <sup>3</sup>	331 m <sup>3</sup>
主伐	6,000 m <sup>3</sup>	331 m <sup>3</sup>
間伐	- m <sup>3</sup>	- m <sup>3</sup>
造林面積	- ha	- ha
人工造林	- ha	- ha
天然更新	- ha	- ha
林道等の開設又は 拡張	開設：- km 拡張：- 箇所	開設：- km 拡張：- 箇所

#### ③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

<p>I 生物多 様性の保全</p>	<p>地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じた適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。</p>
<p>II 森林生態系の生産力の維持</p>	<p>森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。</p>
<p>III 森林生態系の健全性と活力の維持</p>	<p>外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。</p>
<p>IV 土壌及び水資源の保全と維持</p>	<p>降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。</p>
<p>V 地球の炭素循環への森林の寄与の維持</p>	<p>地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。</p>
<p>VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進</p>	<p>国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。</p>
<p>VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組</p>	<p>I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。</p>

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源かん養等の公益的機能の維持増進、森林・林業再生に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

森林・林業の再生に向けた取組としては、准フォレストの活用による民有林行政支援などに取り組んでいるところである。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・ 山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・ 自然維持タイプ
- ・ 森林空間利用タイプ
- ・ 快適環境形成タイプ
- ・ 水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表の通り。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象災害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営にあたっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的關係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	うち、	
		土砂流出・崩壊防備エリア	気象害防備エリア
面 積	1906	1,755	151

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	20,682	20,476

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	1	—

④ 快適環境形成タイプ

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行うこととする。

快適環境形成タイプの面積

(単位：ha)

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	—

⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源かん養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行うこととする。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水源涵養タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	1,885

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、沖縄流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組むこととする。

また、このことを通じて、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

① その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進（研究機関との共同研究による希少野生動植物の生息状況の把握及び生息環境の保全等）、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組むこととする。林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成・整備を図ることとする。

① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	6,000	— (—)	6,000
前 計 画	6,000	— (—)	6,000

注：（ ）は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	—	—	—
前 計 画	—	—	—

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本 計 画	—	—	—	—	—
前 計 画	—	—	—	—	—

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数 量	—	—	—	—

(5) その他必要な事項

特になし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区には国立公園等が指定されており、また、レクリエーションを目的とした森林への入込利用者が多く、このため、地元市町村等関係機関との連携を密にして標識類の整備、山火事防止の宣伝、啓発活動、森林火災訓練等に努めるとともに、森林保全巡視を強化し、山火事の未然防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努めることとする。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努めることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図るうえで重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進することとする。

① 保護林

種 類	箇所数	面積(ha)
森林生態系保護地域	1	20,471
森林生物遺伝資源保存林	—	—
林木遺伝資源保存林	—	—
植物群落保護林	1	4
総 数	2	20,475

② 緑の回廊

名 称	延長(km)	面積(ha)
—		

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源かん養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努めることとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や被害対策、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進することとする。

さらに、台風など自然の脅威にさらされている地域であることから、事業実行に当たっては水源のかん養、山地災害の防止、景観の保持等に十分に配慮することとする。

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材を計画的・安定的に供給するため、輸入木材に対して競争力の持てる簡素で合理的な生産・流通・加工システムづくりを目指し、間伐材を中心に大規模需要先へ定時・定量・定価格で丸太を供給する安定供給システム販売に取り組むこととする。

さらに、民有林材・国有林材が一体となった簡素で合理的な流通体制の確立を目指し、国有林材の需要・販路の拡大に努めることとする。

#### (2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材販売により実施するとともに、これまで利用が低位であった木質バイオマス資源として利用可能な低質材等の安定供給にも努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材の利用促進の取組を推進することとする。

### 4 国有林野の活用に関する事項

#### (1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用にあたっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

本計画区を中心となる西表島は、島内面積の88%が国有林であり、地域振興のためには国有林の活用が不可欠なことから、農林業の構造改善のための活用及び農道並びに公道の整備等、地域産業の振興に資する国有林野の活用を図ることとする。

#### レクリエーションの森

種 類	箇所数	面 積 (ha)
自然休養林	3	2,052
自然観察教育林	—	—
風景林	—	—
森林スポーツ林	—	—
野外スポーツ地域	—	—
風致探勝林	—	—
総 数	3	2,052

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用に当たり、道路等の公用・公共用地等については貸付又は売払い等によることとする。また、水源林造成等については分収林制度を積極的に活用することとする。

(3) その他必要な事項

本計画区における活用に当たっては、希少野生動植物の保護、豊かな自然環境の保全等、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、土地利用に関する計画等との必要な調整を行ったうえで、活用の推進を図ることとする。

「レクリエーションの森」については、魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していくこととする。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林に隣接・介在する私有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該私有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼしたり、外来樹種の繁茂等が国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来樹種の駆除等を私有林と一体的に行い、私有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用を努めることとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、私有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進することとする。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとする。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環

境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

## 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

流域の要請に応じて林業技術の開発、指導及び普及に寄与することとする。

### (2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源のかん養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努めることとする。また、その際には次の点に留意することとする。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

### (3) その他必要な事項

特になし。



(案)

# 第4次国有林野施業実施計画書

(宮古八重山森林計画区)

計画期間

自 平成25年4月 1日

至 平成30年3月31日

九州森林管理局



## 目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	1
	(4) 伐採総量	2
	(5) 更新総量	3
	(6) 保育総量	3
3	林道の整備に関する事項	4
4	治山に関する事項	4
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	5
	(1) 保護林の名称及び区域	5
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	6
6	レクリエーションの森の名称及び区域	6
7	公益的機能維持増進協定の名称及び区域	7
8	その他必要な事項	8
	(1) 施業指標林、試験地等	8
	(2) フィールドの提供	8
	(3) その他	8
	(4) 森林共同施業団地	8



1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	アカマツ長伐期	1,407.02	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	80
	天然林長伐期	191.73	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	143.26	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35上
施業群設定外		—		
合計		1,742.01		

(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
アカマツ長伐期	87
天然林長伐期	9
天然林広葉樹	20

(4) 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	—	—	—	/	/	/	/
自然維持タイプ	—	—	—				
森林空間利用タイプ	—	—	—				
快適環境形成タイプ	—	—	—				
水源 涵養 タイプ	アカマツ長伐期	—	—				
	天然林長伐期	—	—				
	天然林広葉樹	—	—				
	計	—	— (—)				
合 計	—	— (—)	—	6,000	6,000	—	6,000
年 平 均	—	— (—)	—	1,200	1,200	—	1,200

( ) は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m<sup>3</sup>)

市 町 村 名	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
竹 富 町	—	—	—	/	/	/	/

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

## (5) 更新総量

(単位 : ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
人工 造林	単層林 造 成	—	—	—	—	—	—
	複層林 造 成	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
天然 更新	天然下種 第 1 類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第 2 類	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

## (6) 保育総量

(単位 : ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
保 育	下刈	—	—	—	—	—	—
	つる切	—	—	—	—	—	—
	除伐	—	—	—	—	—	—
	枝打	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽整理	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—

3 林道の整備に関する事項

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 ( m )	備 考
該当なし					

4 治山に関する事項

位 置 ( 林 班 )	区 分	工 種	計 画 量 (箇所数又は面積)
183、184	保安林整備	その他	5ha
136、142、161、184、185	保 全 施 設	山腹工	5箇所
141、185	保 全 施 設	溪間工	2箇所
計	保安林整備		5ha
	保 全 施 設		7箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名称	新設・既設	面積 ( ha )	位置 (林小班)	特徴等
森林生態系保護地域	西表島	既設	保存地区 9, 999. 28	108は1、109い、110い、ろ、111い、112い、113い、114い、115い、ろ、116い、117い、118い、119い、120い、ろ、121い、122い、123い、124い、125い、126い、127い、128い、129い、136ほ、ハ、137ろ、147い2、147ほ、148い、に、149ろ、に、157ろ1、157ろ2、158ろ、159ろ1、166は、167い～は、168い～に、169は、171い1、173い、は1、イ、174い、は、175ろ、176い、177い、178い、179い、180い、181い、ろ、182ろ、183い～は、ロ、184い、184ろ、は1、は2、は5、185い、は、ハ186ろ、190い、ろ、191い、195い、197は、198ほ1、199い1、200い、ろ、201い、202ろ、203は1、205ろ、206は、207は	マングローブ林の外、スダジイ、タブノキ、オキナワウラジロガシを含む亜熱帯林で、このような原生的な天然林が相当程度まとまりを有した地域で、さらに、植物群落全体の種の組み合わせは、原生林に極めて近いと言われており、学術的にも非常に価値が高いことから設定した。
			保全利用地区 10, 471. 89	101い～に、102い～に、ロ、103い～は2、104い、105い～は、106い、ろ、107い、108い～は、109ろ、120い1、121い1、128ろ、129ろ、130い、ろ、ほ、131い、ろ、132い、ち、133い、134い、135い、136い～に1、ほ1、ロ、ニ、137い、ろ1、137は～ほ1、138い～わ、ホ、139イ、144り、145ほ、146ち1、147い1、い3、ほ1、148い1、に1、149ろ1、150へ、と、151へ、り、152に、155い～に、156い、ろ、156へ、ち、157い、ろ、158い、ろ1、159い、ろ、160い、ろ、161い、ろ、162い、163い、ろ、164い、165い、ろ、166い、ろ、166は1、168ろ1、は1、169い、ろ、は1、169は2、に、170い、ろ、171い、172と～ち1、173ろ、は、174ろ、175い、180い1、181ろ1、ろ2、182い、183は1、イ、184は、は3～に、イ、ロ、185ろ、に、イ、185ロ、ニ、ホ、186い、は、187い、188い、ろ、に、189い～は、190い1、192い、ろ、ろ1、193い～ろ1、194い、194い1、196い～ろ、197ろ、ろ1、198に、198ほ、199い、200い1、い2、201い1、い2201い3、202い、ろ1～は、203い～は、203は2、203は3、204い～は、205い、ろ1、205ろ2、206い、ろ、は1、207い～ろ1、208に～に2	
	計		20, 471. 17		

種類	名称	新設・既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
植物群落保護林	船浦ニッパヤシ	既設	4.38	208は	ヤシ科の1属1種で、灌木状・雌雄同体のヤシであり、我が国唯一の自生地である船浦のニッパヤシ群落の保護

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名称	既設 新設	延長 (km)	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
該当なし					

6 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	新設 既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	選定理由	施業方法	既存施設の概要	施設整備	備考
自然休養林	西表 浦内川地区	既設	風景ゾーン 518.76	128ろ、129ろ 130い、131い 132い、133い 134い、135い 136い～に1	浦内川、仲間川、ヒナイ川の各流域に生息するマングローブ林、イタジイ、オキナワウラジロガシなどの亜熱帯常緑天然広葉樹やヤエヤマヤシを含む、その他の亜熱帯性の植物が多く、自然環境に優れているため。	天然生林へ導くための施業	展望台 自然研究路 休憩所 便所 給水施設  沖縄県知事	無	
				101い～は 102い～は 103い、ろ 103は1、 104い、105ろ 106ろ、107い 108い、109ろ 136ほ1 137ろ1					
			101イ、ロ	天然生林へ導くための施業					
				林地以外の土地					
	計		1,013.16						

種類	名称	既設 新設	面積 (ha)	位置 (林小班)	選定理由	施業 方法	既存施設 の概要	施設 整備	備考
自然 休 養 林	西表 ヒナイ 川地区	既設	風景ゾーン 182.50	205ろ1、 206ろ、 207ろ1	浦内川地区と 同じ	天然生林へ 導くための 施業	無	無	
			風致探勝 ゾーン 216.52	204い1、ろ1 205い、206い 207い、208に1 208に2		天然生林へ 導くための 施業			
	計		399.02						
	西表 仲間 川地区	既設	自然観察 教育ゾーン 9.61	185に	浦内川地区と 同じ	天然生林へ 導くための 施業	無	無	
風景ゾーン 457.95			173ろ、174ろ 175い、182い	天然生林へ 導くための 施業					
風致探勝 ゾーン 172.43			184に、185ろ ----- 184ロ、185イ 185ロ、ニ、ホ	天然生林へ 導くための 施業 ----- 林地以外の 土地					
計		639.99							
合計			2,052.17						

7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名称	区域 (林小班)	面積 (ha)	森林施業 の種類	林道の 開設等	設定年及び 有効期間	備考
該当なし	民					
	国					

8 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設定 年度	面積 (ha)	位 置 (林小班)	備考
森 林 施 業 モ デ ル 林	南 風 見 海 岸 国 土 保 全 モ デ ル 林	H12	4.20	172に	

(2) フィールドの提供

対 象 地 ( 林 小 班 )	設 定 の 目 的	備 考
該当なし		

(3) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位 置 ( 林 小 班 )	面積(ha)	施 業 方 法
187イ	0.64	林地以外の土地
計	0.64	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。

(4) 森林共同施業団地

名 称	対象地 (林小班)		面積 (ha)	連携した施業の内容	備 考
該当なし	民				
	国				